第四条第一号中「第二条第七号ロ」を「第二条第六号ロ」に改める。

第五条第一項第一号中「所管省」を「国の機関」に改め、同項第二号中「第二条第七号ロ」を「第二条第六号ロ」に改め、同号ロ中「文部科学大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項第四号中「緊急事態応急対策拠点施設」を「緊急事態応急対策等拠点施設」に改める。

第六条第一項中「所管省庁の長」を「内閣総理大臣」に改める。

第七条第三項第四号中「第二条第八号及び第十号」を「第二条第七号及び第九号」に改める。

第十二条第三項中「前項」を「第二項」に、「納期日までに」を「同項の期限までに」に、「納期日の」を「当該期限の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の期限は、同項の規定による命令の日から二十日以内とする。ただし、交付金事業者が地方公共団体である場合において、同項の規定による命令を受けて行う交付金の返還のための予算措置につき議会の議決が必要であり、かつ、当該期限までに当該交付金の返還をすることが著しく困難と見込まれるときは、同項の規定による命令の日から九十日以内で同項の期限を定めることができる。

第十三条第三項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第十九条を削る。

（交付金事務等交付金交付規則の一部改正）

第三条　交付金事務等交付金交付規則（昭和五十六年科学技術庁通商産業省告示第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十一条第一項第十七号」を「第五十一条第一項第十五号」に改める。

第二条第二号イ中「第五十一条第一項第二号ト」を「第五十一条第一項第二号ヘ」に改め、同号ロ中「第五十一条第一項第十五号に」を「第五十一条第一項第十三号に」に、「第五十一条第一項第十五号ホ」を「第五十一条第一項第十三号ホ」に改め、同条第三号中「第五十一条第一項第十五号」を「第五十一条第一項第十三号」に改める。

第四条第二項中「広報・安全等対策交付金交付規則」を「広報・調査等交付金交付規則」に改める。

第十一条第三項中「命令の通知の日」を「命令の日」に、同条第四項中「期限の日までに」を「期限までに」に、「当該期限の日の」を「当該期限の」に改める。

様式第1の㈱(1)及び様式第5のⅣ．㈱(1)中「広報・安全等対策交付金」を「広報・調査等交付金」に改める。

（ウラン加工施設事故影響対策特別交付金交付規則の一部改正）

第四条　ウラン加工施設事故影響対策特別交付金交付規則（平成十二年科学技術庁通商産業省告示第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十一条第一項第十九号」を「第五十一条第一項第十七号」に改める。

第二条第一号中「第十三条第二項」を「第十三条第二項第二号」に改める。

第十二条第三項中「前項」を「第二項」に、「納期日までに」を「同項の期限までに」に、「納期日の」を「当該期限の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の期限は、同項の規定による命令の日から二十日以内で定めるものとする。ただし、交付金事業者が地方公共団体である場合において、同項の規定による命令を受けて行う交付金の返還のための予算措置につき議会の議決が必要であり、かつ、当該期限までに当該交付金の返還をすることが著しく困難と見込まれるときは、同項の規定による命令の日から九十日以内で同項の期限を定めることができる。

第十三条第三項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

（特別会計に関する法律施行令第五十一条第一項第二十号に規定する所管大臣が定める者の一部改正）

第五条　特別会計に関する法律施行令第五十一条第一項第二十号に規定する所管大臣が定める者（平成十九年文部科学省経済産業省告示第五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特別会計に関する法律施行令第五十一条第一項第十八号に規定する所管大臣が定める者

本則中「第五十一条第一項第二十号」を「第五十一条第一項第十八号」に改める。

（電源立地地域対策交付金交付規則の一部改正）

第六条　電源立地地域対策交付金交付規則（平成二十三年文部科学省経済産業省告示第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五号及び第十六号」を「第十三号及び第十四号」に、「同項第十五号」を「同項第十三号」に改める。

第十一条第一項第三号中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二十三条第一項第三号に規定する試験研究の用に供する原子炉をいう。」を「原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第四号に規定する原子炉であって試験研究の用に供するもの（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第一条第一号又は第二号に該当するもの及び船舶に設置するものを除く。）をいう。」に、同条第四項中「電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）第三条第一項若しくは第二項」を「電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）第三条第一項若しくは原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成二十四年経済産業省令第七十一号）第三条第一項」に改める。

第二十三条第三項中「命令の通知の日」を「命令の日」に、同条第四項中「期限の日までに」を「期限までに」に、「当該期限の日の」を「当該期限の」に改める。

別表第八の備考第十六号中「により経済産業大臣が行う検査」を「に基づく検査」に、「電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号。以下「電事法施行規則」という。）第九十三条の二第一項」を「原子力発電工作物の保安に関する省令（平成二十四年経済産業省令第六十九号。以下「原子力保安省令」という。）第五十六条第一項」に、「経済産業大臣が運転を再開して差し支えないことを確認した場合」を「政府が運転を再開して差し支えないことを確認した場合」に改める。

別表第十六の備考第六号中「により経済産業大臣が行う検査」を「に基づく検査」に、「電事法施行規則第九十三条の二第一項」を「原子力保安省令第五十六条第一項」に、「経済産業大臣が運転を再開して差し支えないことを確認した場合」を「政府が運転を再開して差し支えないことを確認した場合」に改める。

附　則

1　この告示は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

2　平成二十四年度において、この規則による改正前の広報・安全等対策交付金交付規則（昭和四十九年科学技術庁通商産業省告示第四号）に基づいて行われた交付金の交付の申請及び交付の決定は、この規則による改正後の広報・安全等対策交付金交付規則に基づいて行われた交付金の交付の申請及び交付の決定とみなす。

3　平成二十四年度予算に係る原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の交付の申請については、この規則による改正後の原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則第六条中「毎年五月十六日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日まで」とあるのは「平成二十四年五月十六日から平成二十四年五月三十一日まで、平成二十四年九月十九日から平成二十四年十月三日まで又は平成二十四年十月十六日から平成二十四年十月三十一日まで」とする。